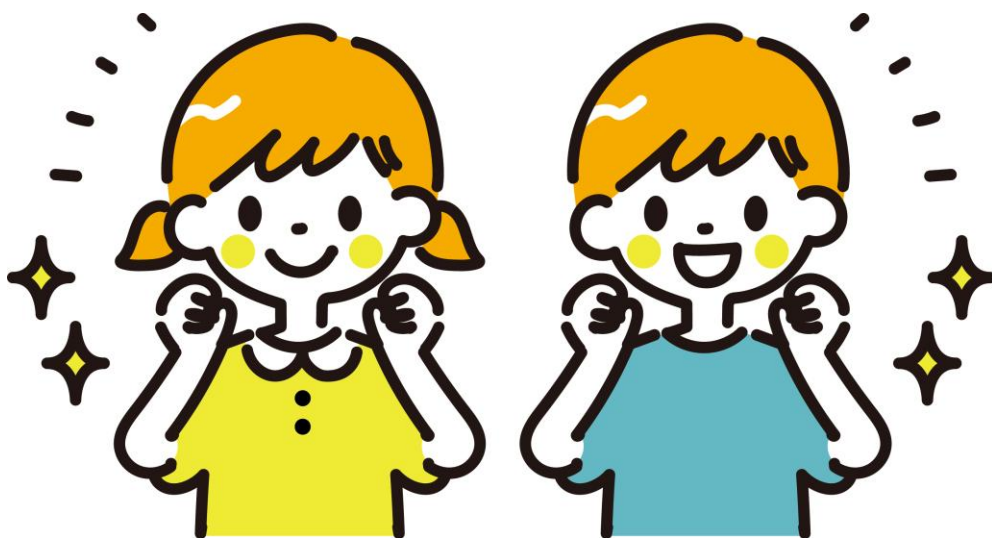


令和 8 年度版 推薦のしおり

熊本市青少年善行表彰

「たたえよう 青少年の善行 広げよう ボランティアの心」



【 熊 本 市 】

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市 文化市民局 市民生活部 生涯学習課

TEL 096-328-2736

メール shogaigakushu@city.kumamoto.lg.jp



メールアドレス

～熊本市青少年善行表彰制度とは～

青少年育成の秘訣は、上手に「ほめること」と「しかること」だといわれています。

熊本市では、昭和56年度から模範となる善行をした青少年を表彰しています。表彰された青少年には、さらに自信をもって成長してもらうように、また、その善行を広報・周知することで、多くの青少年に善行の「輪」が広がるように願っています。

◆このような青少年を表彰します（個人・団体）

令和8年（2026年）8月31日現在 25歳未満の青少年で、

- (1) 令和7年（2025年）9月1日～令和8年（2026年）8月31日までの期間に、以下の『一時的な善行』を行った個人や団体
 - ① 事件や事故の予防又は解決につながる行動
 - ② 困っている人を助ける活動
 - ③ 他人の財産の保全につながる行動
 - ④ 自然災害やパンデミック発生時のボランティア活動
- (2) 申請日時点で3年間以上、以下の『継続的な善行』を行っている個人や団体
 - ① 問題を抱える人を援助又は激励する行動
 - ② 文化財保護に尽力する行動
 - ③ 環境保全及び道路・公園等の美化活動
 - ④ 地域活動への参加
 - ⑤ 青少年健全育成に寄与する活動

【善行事例】 今までに、このような青少年が表彰されました！

『一時的な善行』

- 火災を発見し、すばやく119番通報したうえで、初期消火活動に協力した青少年
 - 誤って川に転落したこどもを、協力して川に入り救助した青少年たち
- など・・・

『継続的な善行』

- 同じクラスの身体が不自由なこどもの車椅子での通学の補助を、3年以上続けているグループ
 - 近くの公園の清掃を、3年以上続けている小・中学校、高等学校の児童会、生徒会
- など・・・

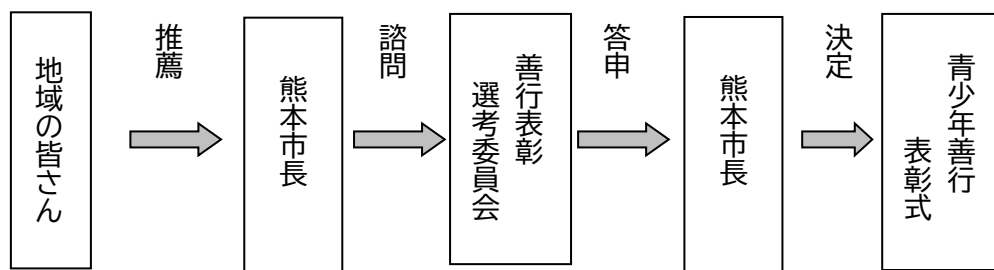
その他の推薦対象となる具体例は、熊本市青少年善行表彰実施要綱の別表をご参照ください。

◆推薦者と推薦方法

善行青少年は、善行を目撃した市民の皆様にご推薦していただくことになっています。
なお、熊本市への推薦書提出の締切は、令和8年（2026年）9月4日（金）です。

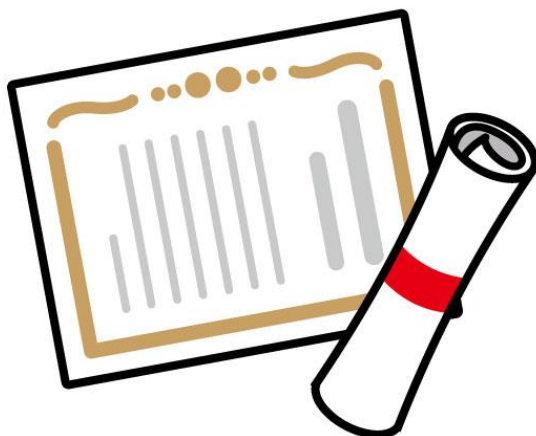
◆被表彰者が決まるまで

青少年育成に携わる各種団体、関係機関の長（推薦者）だけでなく、地域の皆さんから推薦いただいた表彰の内容は、『青少年善行表彰選考委員会』で審査し、被表彰者を決定します。



◆善行青少年表彰式

熊本市青少年善行表彰式は、令和8年（2026年）11月12日（木）に市民会館シアーズホーム夢ホールで開催を予定しています。
式では、被表彰者の皆さんに、熊本市長から表彰状が贈られます。



これまでの青少年善行表彰件数と善行の内容

年 度 (回)	表彰の件数	善 行 の 内 容					
		他人の生命 や財産を守 った	障害者支援 や社会福祉 活動	自然保護や 環境美化活 動	少年団体活 動の支援や 指導	地域の火災 予防や防犯 活動	他の模範と なる行為や 活動
平成 26 年度	6 個人	3 個人			1 個人		2 個人
(第 33 回)	2 団体			2 団体			
平成 27 年度	4 個人	2 個人			1 個人		1 個人
(第 34 回)	4 団体			3 団体			1 団体
平成 28 年度	5 個人	4 個人			1 個人		
(第 35 回)	1 団体			1 団体			
平成 29 年度	9 個人	7 個人			1 個人		1 個人
(第 36 回)	2 団体			1 団体			1 団体
平成 30 年度	6 個人	1 個人		2 個人	1 個人		2 個人
(第 37 回)	4 団体	1 団体	1 団体	2 団体			
令和元年度	4 個人	2 個人			1 個人		1 個人
(第 38 回)	5 団体		1 団体	3 団体			1 団体
令和 2 年度	5 個人	2 個人	1 個人		1 個人		1 個人
(第 39 回)	1 団体						1 団体
令和 3 年度	4 個人	3 個人			1 個人		
(第 40 回)	1 団体		1 団体				
令和 4 年度	13 個人	6 個人			1 個人		6 個人
(第 41 回)	3 団体			2 団体			1 団体
令和 5 年度	33 個人	29 個人		1 個人	2 個人		1 個人
(第 42 回)	0 団体						
令和 6 年度	20 個人	12 個人		6 個人	1 個人		1 個人
(第 43 回)	3 団体			3 団体			
令和 7 年度	9 個人	5 個人			1 個人		3 個人
(第 44 回)	0 団体						

○昭和 56 年（第 1 回）～令和 7 年（第 44 回）までの合計

昭 和 5 6 年 (第 1 回)～ 令和 7 年 (第 44 回)	表彰の件数	善 行 の 内 容					
		他人の生命 や財産を守 った	障害者支援 や社会福祉 活動	自然保護や 環境美化活 動	少年団体活 動の支援や 指導	地域の火災 予防や防犯 活動	他の模範と なる行為や 活動
合 計	562 個人 151 団体	286 個人 3 団体	49 個人 44 団体	42 個人 77 団体	85 個人 0 団体	9 個人 6 団体	91 個人 20 団体

よくある質問 一問一答

善行表彰の推薦に関して、これまでに皆さまから多く寄せられたご質問と回答を以下にまとめました。推薦にあたっての疑問の解消にお役立てください。

その他ご不明な点がございましたら、生涯学習課までお気軽にお問い合わせください。

- 1 家族（自分を含む）・親族・所属団体のための行為は、推薦の対象となりますか。

対象となりません。自分や家族、所属団体のためではなく、第三者や地域社会に奉仕するような行為を対象としています。

- 2 団体の活動に参加して3年以上続けた行為は、推薦の対象となりますか。

団体に参加して行った活動は、個人として推薦の対象とはなりません。
ただし、当該団体が表彰の要件を満たしている場合、団体として推薦の対象となる場合があります。

- 3 P T A活動に参加して行った地域活動は、対象となりますか。

あくまでP T Aの活動であり、青少年の自発的な行為には該当しないため、対象となりません。

- 4 学校行事や授業の一環として行った活動は、対象となりますか。

学校の指導に基づく行動であり、青少年の自発的な行為には該当しないため、対象となりません。

- 5 地域のイベントに継続的に参加した行為は、表彰の対象となりますか。

自治会や子ども会等が開催するイベント(※)に参加するのみの行為は、表彰の対象とはなりません。ただし、運営側として主体的かつ継続的に参加した場合は対象となります。

※歓迎会やスポーツ大会等、楽しむことを目的としたイベント

- 6 火災や交通事故、急な病人等に遭遇した場合の緊急の対応が、電話通報（110番、119番）のみの行為は、推薦の対象となりますか。

緊急事態における電話通報は、社会的に当然期待される基本的な行動であり、特別に顕彰すべき善行とは見なされないため、対象となりません。

ただし、救急車の到着までの間に付き添いや応急処置を行うなど、自発的な対応があった場合には、その状況に応じて対象となる場合があります。

7 過去に表彰を受けたことのある善行は、表彰の対象となりますか。

過去に熊本市青少年善行表彰で表彰された善行については、同じ内容で再度表彰の対象にはなりません。

ただし、熊本市青少年善行表彰以外の制度等で表彰されたことがある善行については、表彰の対象となります。

8 誰から推薦しても良いですか。

より公正で客観的な評価を行うとともに、多様な視点からの推薦をいただくため、同居のご家族による推薦はお控えいただいております。

熊本市青少年善行表彰実施要綱

制定 平成22年10月19日子ども未来局長決裁
改正 平成28年 8月 1日市民局長決裁
平成29年 7月11日生涯学習課長決裁
令和 2年 4月 1日文化市民局長決裁
令和 4年12月 8日文化市民局長決裁
令和 7年 1月20日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、青少年の健全育成を促進するため、熊本市青少年善行表彰に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「青少年」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 熊本市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学している満25歳未満の者
 - (2) 前号に掲げる者を主たる構成員とする団体
- 2 この要綱において「善行」とは、一時的善行及び継続的善行をいう。
- 3 この要綱において「一時的善行」とは、別表1に定める行為をいう。
- 4 この要綱において「継続的善行」とは、別表2に定める行為をいう。

(表彰の対象行為)

第3条 この要綱による表彰は、青少年が自発的に行った善行のうち、一時的善行にあつては毎9月1日前1年以内に行つたものに対し、継続的善行にあつては毎年9月1日時点において3年以上継続して行われているもの又は毎年9月1日時点において3年以上継続して行われていたものに対し行う。

(推薦)

第4条 市民は、市長に対し、表彰の対象となる善行を行つたと思料する青少年を表彰対象者として推薦することができる。

- 2 前項の推薦は、熊本市青少年善行表彰推薦書（別記様式第1号又は第2号）を添えて行うものとする。

(表彰者の決定)

第5条 市長は、前条の推薦があつたときは、熊本市青少年善行表彰選考委員会（次条において「選考委員会」という。）の審査を経て表彰者を決定する。

(選考委員会)

第6条 選考委員会の委員（以下「選考委員」という。）は、熊本市社会教育委員のうちから市長が委嘱又は任命する。

- 2 委員の任期は委嘱又は任命の日から第4条に規定する表彰者の決定の日までとする。
- 3 委員は再任されることができる。
- 4 選考委員会に委員長を置くものとし、選考委員の互選により決定する。
- 5 選考委員会は必要に応じて委員長が招集する。
- 6 選考委員会は選考委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 7 議事は出席した選考委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(表彰の方法)

第7条 表彰は、毎年1回行うものとする。

- 2 表彰は、市長が表彰状を授与して行う。

(再度の表彰)

第8条 この要綱により表彰した善行に対しては、再度の表彰を行わない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年12月1日から施行する。

（熊本市青少年善行実施要綱、熊本市青少年善行表彰に関する内規及び熊本市青少年善行表彰の推薦基準の廃

止)

- 2 熊本市青少年善行実施要綱(昭和56年11月18日制定)、熊本市青少年善行表彰に関する内規(昭和56年11月18日制定)及び熊本市青少年善行表彰の推薦基準は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
2 この要綱の施行の日前になされた善行に対する表彰については、なお従前の例による。

別表1 (第2条関係)

番号	表彰内容	例
1	事件又は事故の予防又は解決につながる行動	・火災現場において消火活動を行った。 ・道路上の危険物を除去した。 ・行方不明者の発見に尽力し、発見した行方不明者を保護した。
2	困っている人を助ける活動	・道に迷っている人を送り届けた。 ・重い荷物を運ぶのに困っている人を手伝った。 ・転倒者・けが人その他救護を要する者を発見し、必要な措置を取った。
3	他人の財産の保全につながる行動	・遺失物を持ち主に届けた。 ・ペットを保護した。
4	自然災害やパンデミック発生時のボランティア活動	・避難所の運営を手伝った。 ・感染症流行時に布マスクを作成し、配布した。

別表2 (第2条関係)

番号	表彰内容	例
1	問題を抱える人を援助又は激励する行動	・介護施設への慰問を続けた。 ・医療に関するボランティアを続けた。 ・不登校の児童・生徒を継続的に支援した。
2	文化財保護に尽力する行動	・地域の伝統文化を継承する活動を続けた。 ・地蔵、寺社、神社などの保全活動を続けた。
3	環境保全及び道路・公園等の美化活動	・環境保全活動を続けた。 ・地域の伝統文化を継承する活動を続けた。 ・道路・公園等の美化活動を続けた。
4	地域活動への参加	・地域のあいさつ活動への参加を続けた。 ・夜回りパトロールを続けた。 ・こども食堂のボランティアを続けた。
5	青少年健全育成に寄与する活動	・ジュニアリーダーの活動を続けた。 ・学習支援活動を続けた。